

●津波防災地域づくりに関する法律

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める。

施策の背景

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興にあたっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある。また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設する必要がある。

このため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進する

概要

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設	津波避難建築物の容積率規制の緩和	都道府県による集団移転促進事業計画の作成	一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

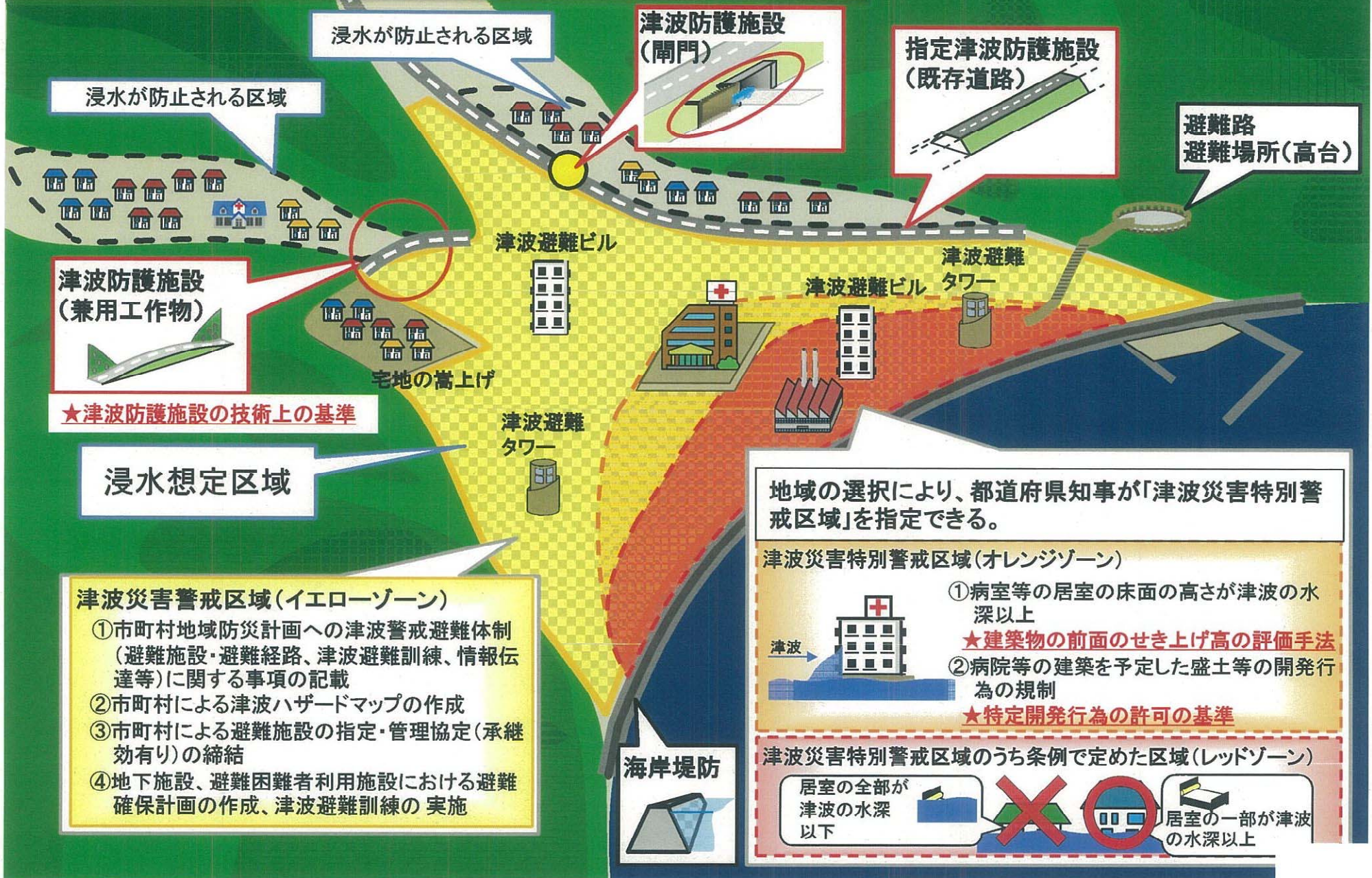
津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



浸水が防止される区域

浸水が防止される区域

津波防護施設
(閘門)

指定津波防護施設
(既存道路)

避難路
避難場所(高台)

津波防護施設
(兼用工作物)

津波避難ビル

津波避難
タワー

津波避難ビル

宅地の嵩上げ

★津波防護施設の技術上の基準

浸水想定区域

津波避難
タワー

地域の選択により、都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定できる。

津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)



①病室等の居室の床面の高さが津波の水
深以上

★建築物の前面のせき上げ高の評価手法

②病院等の建築を予定した盛土等の開発行
為の規制

★特定開発行為の許可の基準

津波災害警戒区域(イエローゾーン)

- ①市町村地域防災計画への津波警戒避難体制
(避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝
達等)に関する事項の記載
- ②市町村による津波ハザードマップの作成
- ③市町村による避難施設の指定・管理協定(承継
効有り)の締結
- ④地下施設、避難困難者利用施設における避難
確保計画の作成、津波避難訓練の実施

海岸堤防

津波災害特別警戒区域のうち条例で定めた区域(レッドゾーン)

居室の全部が
津波の水深
以下



居室の一部が津波
の水深以上

